

投資信託に関する「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」、 「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」の改定のお知らせ

株式会社 みなと銀行

当社では、投資信託に関する上記の約款・規定を改定し、2020年3月9日以降、新約款・規定によりお取り扱いさせていただきます。

なお、新約款・規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。改定内容の詳細および新約款・規定集をご入用のお客さまは、店頭窓口までお申し付けください。

※「民法の一部を改正する法律(2020年4月施行)」における定型約款を用いた取引に関する改正を踏まえ、下記約款・規定を改定させていただきます。

1. 対象となる約款・規定(条項)

○改定する約款・規定

- ・未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
第27条(本契約の解除)
第29条(約款の変更)
- ・非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
第11条(契約の解除)
第13条(約款の変更)

2. 改定内容

次の条項の下線部を改定します。

改定前	改定後
<p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 第27条(本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～⑤(省略) <u>⑥お客さまがこの約款の変更に同意されない場合</u> <u>「当行の定める日」</u></p> <p>第29条(約款の変更) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。</u></p> <p>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款 第11条(契約の解除) 次の各号に該当したときは、この契約は解除されます。 ①～⑤(省略) <u>⑥お客さまがこの約款の変更に同意されないとき</u></p> <p>第13条(約款の変更) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、又はお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意いただいたものとみなします。</u></p>	<p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 第27条(本契約の解除) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～⑤(省略) <u>(条文削除)</u></p> <p>第29条(約款の変更) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款 第11条(契約の解除) 次の各号に該当したときは、この契約は解除されます。 ①～⑤(省略) <u>(条文削除)</u></p> <p>第13条(約款の変更) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>2020年3月9日現在</p>